

文京区監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

令和4年3月25日

文京区監査委員	竹	澤	正	美
同	松	本	理	恵子
同	松	丸	昌	史

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項、文京区監査基準（令和2年1月28日監査委員決定）、令和3年度文京区監査基本計画及び令和3年度財政援助団体等監査実施計画により、財政援助団体等（以下「団体等」という。）の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているか、あわせて団体等を所管する部署について団体等に対する指導、監督が適切に行われているか、令和3年度財政援助団体等監査を実施した。

監査の対象となる団体等は、以下のとおりである。

- ① 補助金等交付団体（補助金等の財政援助を行っている団体）
- ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- ③ 公の施設の指定管理者

2 監査の対象

団体等の選定に当たっては、これまでの監査の実施結果等により認知したリスクの状況を踏まえた上で、今回は新型コロナウイルス感染症の感染状況も考慮し、以下の団体等を選定した。

団体等名（施設名）	種別	所管課
公益財団法人 文京アカデミー （アカデミー文京外6施設）	補助金等交付団体 出資団体 指定管理者	アカデミー推進課

また、監査対象範囲として、主に令和2年度の事務の執行を対象とした。

3 監査の実施期間

令和3年12月22日から令和4年2月28日まで
（委員による団体への事情聴取 令和4年1月13日）

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、以下のとおりである。

区分	団体	所管課
補助金等 交付団体	○ 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ○ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。	○ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確にされているか。 ○ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

出資団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業は、出資目的（設立目的）に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ○ 会計経理及び財産管理は適切に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。 ○ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
公の施設の指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がされているか。 ○ 施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。 ○ 指定管理者の管理運営について、評価、検証は適切に行われているか。

5 監査の実施内容

事務局において団体等及び所管課から事前に提出を受けた書類を確認の上、帳簿等の経理書類を閲覧するとともに、監査委員が団体等からの説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

6 監査の結果

監査の対象となった団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査したところ、おおむね適正になされていると認められる。しかし、一部改善・是正すべき事項が認められたので所管部署に対し下記のとおり指摘を行うものである。所管部署においては、発生原因と内部統制としての対応を含め、改善に向け講じた措置について報告されたい。

なお、比較的軽微な改善・是正すべき事項については、口頭により是正又は改善を指示したので、これらについても留意し、改善・是正に取り組まされたい。

監査の結果及び指摘事項については、以下のとおりである。

公益財団法人 文京アカデミー 【アカデミー推進課所管】

○補助金等交付金名及び交付額（令和2年度決算額）

①公益財団法人文京アカデミー補助金 75,025,227円

区が出資して設立した公益財団法人文京アカデミーの文化振興事業、生涯学習推進事業等の事業及び運営に要する経費

②令和2年度における文京区立アカデミー文京外6施設の管理に係る新型コロナウイルス対策に伴う追加の費用負担等 165,130,934円

利用料金の減収額、中止となった自主事業の支出済額、新型コロナウイルス感染症対策経費等

○出資金額 200,000,000 円（出資比率 100%）

○公の施設名及び指定管理料（令和 2 年度決算額） 176,473,000 円

アカデミー文京、アカデミー湯島、アカデミー音羽、アカデミー千石、
アカデミー茗台、文京シビックセンタースカイホール、響きの森文京公会堂

○指摘事項

《所管課》

令和 2 年度に適用される本区の指定管理者制度運用ガイドライン（令和元年 6 月）では、区と指定管理者の責任分担について経年劣化による修繕については 1 件当たり 30 万円を超える場合、区の責任で行うとしている。区の契約においては、30 万円を超える工事、修繕については検査員が検査するものとしており、専門知識、技能を有する検査員が履行を確認することにより、区の財産の適切な保全につながっている。

しかしながら、区と団体が締結している基本協定書第 8 条では、指定管理者の発意の理由を除き 1 件当たり 30 万円を超える施設修繕について区の業務範囲としており、これによると指定管理者の発意であれば契約額を問わず区の検査員検査を行わずに施設修繕が可能となり、区の財産の適切な保全が脅かされる恐れがある。令和 2 年度においては、団体が行った 30 万円を超える修繕は 4 件（合計 1,828,970 円）あった。

所管課は、指定管理者制度運用ガイドラインの趣旨及び財産の適切な保全の観点から、協議により指定管理者が行うことができる修繕の基準の策定や専門的知識、技能を有する者による検査の確保などについて指定管理者協定を締結するなど、公の施設の管理を適切に行われたい。